

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1 計画の背景と趣旨

我が国は、世界に類のない速さで高齢化が進んでおり、平成19年（2007年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入しています。平成37年（2025年）には65歳以上の高齢者が、3,657万人になると予測されており、高齢化率は30.3%となる見込みになっています。また、高齢化の進行に伴い認知症高齢者や、ひとり暮らしなどの高齢者世帯も増加しており、介護ニーズの高まりとともに、将来的には介護給付費の増加、ひいては保険料の上昇が懸念されています。

一方、本市では、平成26年（2014年）9月30日現在、高齢化率は22.0%で、全国平均の25.4%〔平成26年（2014年）2月1日〕に比べ低い状況となっています。

今後、平成37年（2025年）に向けて、団塊の世代が75歳以上となることから、本市においても医療や介護サービスが必要となる高齢者の増加は、避けられない状況であります。

このような中、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者の増加に備えて、地域包括ケアシステムの確立・推進による在宅医療や介護サービスの総合的な提供体制の整備や認知症施策の推進が求められています。

国は、これらの課題に対応するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）」を制定し、平成26年（2014年）6月に公布され、関係法令が順次施行を始めるなど、介護保険サービス等の実施・運営に幅広い展開を求めています。

本市においても、超高齢社会を迎えて、高齢者のニーズを踏まえ、適正、有効かつ持続可能な高齢者施策を実現するため、平成25年度（2013年度）には茨木市地域福祉推進審議会高齢者施策推進分科会専門部会（以下「専門部会」という。）を設け、高齢者施策の再構築について抜本的な検討を行いました。そして、「これからの高齢者施策のあり方」として、平成26年（2014年）1月に高齢者の「居場所」と「出番」の創出を目指し、様々な取組を推進するよう報告書としてまとめ、その実施が求められています。

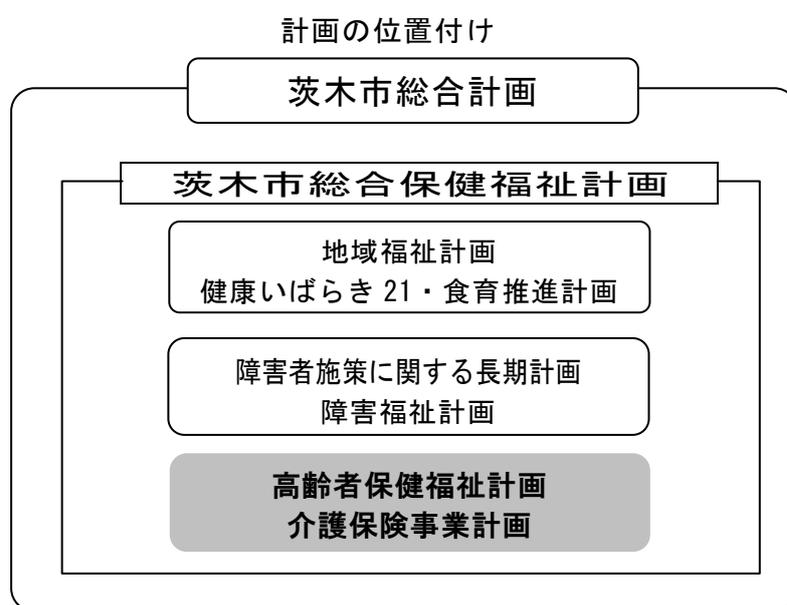
今回の「茨木市高齢者保健福祉計画<sup>\*1</sup>（第7次）・茨木市介護保険事業計画（第6期）（以下「本計画」という。）」では、「茨木市高齢者保健福祉計画（第6次）・茨木市介護保険事業計画（第5期）（以下「前計画」という。）」の取組を評価し、前述の報告書の内容も踏まえ、超高齢社会の諸問題に対応できるよう、今後の3年間と団塊の世代が75歳以上となる10年間の2つの期間に取り組む内容について、策定するものです。

## 2 計画の位置付け及び性格

### (1) 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「茨木市総合計画」に基づくもので、高齢者の総合的な保健、福祉、介護の施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るとともに、高齢者を含む地域福祉に関する諸計画の総合化に合わせた「茨木市総合保健福祉計画」と一体的に策定するものです。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた計画とします。



### (2) 計画の性格

本計画は、高齢者保健福祉計画<sup>\*1</sup>と介護保険事業計画を一体的にまとめた計画であり、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険事業計画は、介護保険法第116条に規定する基本指針に即し、同法第117条に基づき策定します。

このことについては、両法において、高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画と、介護保険事業計画は老人福祉計画と一体のものとして策定されなければならないとされ、また、両計画は社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画その他の法律の規定による計画と調和が保たれたものでなければならないと規定されています。

したがって、本計画は、前計画の考え方を引継ぎ、「茨木市総合保健福祉計画」の高齢者を対象とした保健福祉施策及び介護保険事業を包含した計画として、社会福祉法に基づく地域福祉計画をはじめ、健康増進法に基づく健康増進計画（健康いばらき21）、その他関連計画との整合性を図り策定します。

### 3 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、以下に掲げる方法等により、高齢者等の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者の参画を求め、幅広い意見の反映に努めました。

#### (1) 高齢者等の現状を把握する調査の実施

高齢者の健康や介護の状況、保健・福祉サービスの利用意向等を把握するため、平成26年（2014年）2月に、65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者を含む。）を対象とし、茨木市の保健福祉に関するアンケート調査（以下、「高齢者調査」という。）を実施しました。

また、居宅介護サービス受給者についての介護保険サービス利用意向調査（担当の介護支援専門員が利用者の意向を反映して回答）や介護保険サービス事業者に対する介護保険事業者調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

#### (2) 茨木市地域福祉推進審議会高齢者施策推進分科会の設置

前計画策定までは「茨木市高齢者保健福祉計画<sup>※1</sup>・介護保険事業計画懇談会」において、幅広い意見の反映に努めてきました。

平成25年（2013年）4月には、これまでの懇談会を再編し、新たに市の附属機関として、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参画を求め、「茨木市地域福祉推進審議会高齢者施策推進分科会」を設置しました。

#### (3) 市民意見の聴取と計画への反映

国及び大阪府の計画策定指針では、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を計画に反映させることが求められていることから、上記の調査に加え、計画に対するパブリックコメントを募集しました。

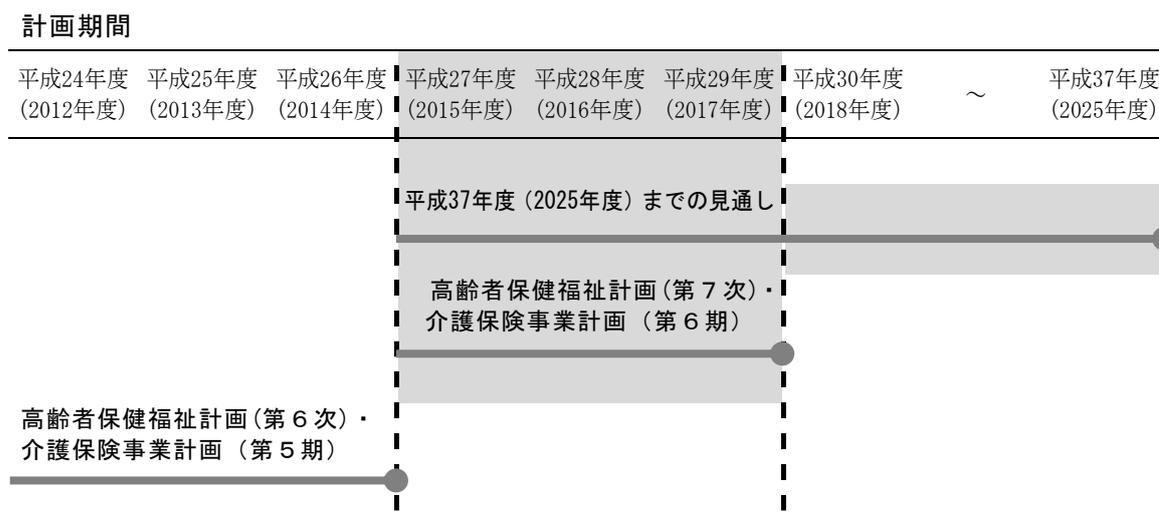
※1 高齢者保健福祉計画

旧老人保健法に基づく老人保健計画の理念を引継ぎ、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体的にまとめたもの

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間とし、平成29年度（2017年度）に計画の見直しを行います。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）までの見通しを明らかにする計画となります。



## 5 計画の進行管理

本計画の進行に当たっては、施策に関して市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市地域福祉推進審議会高齢者施策推進分科会」が引き続き計画の進行管理を行います。

この分科会では、各サービスの整備、利用状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。また、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。